

二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期
日は、令和六年八月五日とすること。